

平成31年第1回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成31年1月10日（木曜日） 14時30分～16時11分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 山田 定男 2番 小野 美智子 3番 市川 一清 4番 簗戸 猪文
5番 狩生 哲廣 6番 黒岩 眞由美 7番 茅田 寿志 8番 田嶋 義生
9番 高畠 千恵美 10番 御手洗 大悟 11番 小野 隆壽 12番 吉良 勝彦
13番 工藤 雄一 14番 谷川 享宏 15番 塩月 吉伸 16番 河野 周一

出席農地利用最適化推進委員：佐伯1区 波戸崎 孝 佐伯4区 山田 裕也 佐伯5区 清水 秀人
佐伯6区 宮脇 壯次 佐伯8区 小川 忠重 佐伯9区 林 寛 佐伯10区 疋田 定
佐伯11区 後藤 彰 上浦区 白田 一男 弥生1区 大石 太士 弥生2区 出納 幸男
弥生3区 藤原 安政 本匠1区 川野 源治 本匠2区 高橋 昭男 宇目2区 矢野 弥平
宇目3区 小里 豪 直川1区 曾根田 正弘 直川2区 橋迫 新五 鶴見区 桑原 慶吾
米水津区 水口 初則 蒲江2区 津田 幸喜 蒲江3区 松尾 孫重

欠席委員：17番 三又 勝弘

事務局：事務局長 穴見 哲男 総括主幹 染矢 公博 副主幹 山田 祐郎 副主幹 田中 眞二
事務員 井上 真吾

農林課：総括主幹 下川 秀文 副主幹 泉 由香

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
④非農地証明願について

事務局長：明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。それでは、ただいまから平成31年第1回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、17番三又勝弘委員です。農業委員17名中、本日の会議の出席者は16名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は、27名中23名となっております。次に、先月の大分県知事許可案件につきましては、12月21日付けで全件許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をよろしく願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長となりますので、会長に議事の進行をよろしく願います。

議 長：それではこれより議事に入りたいと思いますが、その前に議事録署名人を指名いたします。15番塩月委員さん、それと16番の河野委員さんをお願いいたします。よろしいですか。それでは事務局からの議案説明をお願いいたします。

事務局長：議案に入る前に2ページをお開きください。4条の7番と5条の8番、5条の17番が昨日の時点で取り下げということになりましたので、変更がありますのでよろしく願います。2ページの4条の畑が3,462㎡の所が1,972㎡になります。4条の合計が、3,462㎡の所が1,972㎡になります。続きまして、第5条の畑が7,625㎡の所が2,664㎡、その合計11,932㎡が6,971㎡となります。総合計の畑が12,350㎡の所が5,899㎡。総合計の18,009㎡が11,558㎡となります。件数は3条が8件、4条が6件、5条が15件となります。総件数が29件あります。それでは説明いたしますのでよろしく願いいたします。農地法第3条の件数は8件で、田が1,352㎡、畑1,263㎡、合計が2,615㎡。農地法第4条の件数が6件で、田が0、畑が1,972㎡、合計面積が1,972㎡。農地法第5条の件数が15件で、田が4,307㎡、畑が2,664㎡、合計面積が6,971㎡。合計件数が29件で、田が5,659㎡、畑が5,899㎡、総面積が11,558㎡となっております。以上、提案いたします。

議 長：ただいま事務局から説明がございましたけれどもよろしいですか。それでは、3条の8件から順次行っていきたいと思います。それでは事務局、3条の1番から説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは只今より事務局から説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご覧ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。それでは3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1、2ページをご覧ください。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地で米や野菜類を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は夫婦と子の3人で行っているとのこと。農地取得後は、米と野菜類を作るとのこと。取得後の耕作面積は50.96aとなり、佐伯地域の

下限面積 40 a 以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：ただいま事務局から説明が終わりました。それでは担当の林推進委員さんお願いいたします。

佐伯 9 区推進委員：問題ないと思います。

議 長：推進委員さんからも問題ないとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。3 条の 1 番について質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、3 条の 1 番について、賛成される方の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 2 番についてお願いいたします。

事務局：それでは続いて 3 条の 2 について説明させていただきます。住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地で米や野菜類を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人 1 人でやっているとのこと。農地取得後は、野菜類の生産を行うとのこと。取得後の耕作面積は 62.61 a で宇目地域の下限面積 40 a 以上となります。今後農業を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは担当の矢野推進委員さんお願いいたします。

宇目 2 区推進委員：別に何も異議はございません。

議 長：問題ないとの意見がございました。これより 3 条の 2 番について質疑、意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより取りまとめたいと思います。3 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで 3 条の 2 番については許可したいと思います。続きまして 3 条の 3 番について説明をお願いいたします。

事務局：続いて 3 条の 3 番について説明させていただきます。住宅地図の冊子 4 ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地で野菜類を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦と子の 3 人で行うとのこと。農地取得後は、野菜類を生産するとのこと。取得後の耕作面積は 62.63 a で、蒲江地域の下限面積 20 a 以上となります。今後、作業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：続きまして担当委員の井川推進委員さんお願いいたします。

蒲江1区推進委員：問題ありません。

議 長：問題ないとの意見がございました。これより3条の3番について、どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。次は3条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の4について説明させていただきます。住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地と借入地で米、野菜類を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は主に譲受人と子の2人で行っているとのことです。農地取得後は、野菜類を作るとのことです。取得後の耕作面積は175.86aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとおもわれます。

議 長：続きまして、担当の後藤推進委員さんお願いいたします。

佐伯11区推進委員：特に問題ありません。許可相当と思います。

議 長：問題ないとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。3条の4番について、どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで、3条の4番については許可したいと思います。続きまして3条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の5番について説明させていただきます。住宅地図の冊子6ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地で米、粟、野菜を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。栽培は主に譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は、野菜類を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は78.07aとなり、宇目地域の下限面積40a以上となります。今後耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとおもわれます。

議 長：続きまして担当の岡田推進委員さんの意見書を事務局お願いいたします。

事務局：担当の岡田推進委員からは問題ないとの説明をいただいておりますが、スライドの方でもう一度追加説明と言いますか、今このスライドを見ていただければ分かると思うんですが、大きく一筆になっているんですが、道路拡張で、ゼンリンの地図を見ていただければ分かると思うんですが、拡張で土地が取られています。これからこちら側は、畑側の残地が出来まして、その

土地の売買となります。これは分筆前の前筆を囲んでしまって、実際はこれが道路に取られて、残りのこの三角形が今回の申請となります。

議 長：ゼンリンの方が正しいということですね。

事 務 局：そうですね、ゼンリンの方が正しいということです。

議 長：担当の推進委員さんからも問題ないとの意見がございました。これより意見を取りまとめたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の6番について説明をお願いいたします。

事 務 局：続いて3条の6について説明させていただきます。住宅地図の冊子7ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地と借入地で米や野菜を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。栽培は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのことです。農地取得後は、野菜類を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は49.27aとなり、弥生地域の下限面積40a以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは担当の大石推進委員さんお願いいたします。

弥生1区推進委員：別に問題ありません。

議 長：推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより3条の6番について、質疑、意見等を求めたいと思います。どなたかございませんか。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして、3条の7番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：続いて3条の7番について説明させていただきます。冊子8ページ、9ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地でシキミやサツマイモ等を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。栽培は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのことです。農地取得後は、サツマイモを作るとのことです。取得後の耕作面積は24.93aとなり、蒲江地域の下限面積20a以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは担当の津田推進委員さんお願いいたします。

蒲江 2 区推進委員：特に問題ありません。

議 長：問題なしとの担当推進委員さんからの声も出ました。それでは 3 条の 7 番について、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。(ありません、の声あり)ないとの意見が出ましたので、これより取りまとめたいと思います。3 条の 7 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 8 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて 3 条の 8 について説明させていただきます。冊子 10 ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地で米や野菜を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。栽培は主に譲受人 1 人で行っているとのこと。農地取得後は、米を作るとのこと。取得後の耕作面積は 62.84 a となり、弥生地域の下限面積 40 a 以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議 長：続きまして、担当の大石推進委員さんお願いいたします。

弥生 1 区推進委員：別に問題ありません。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより 3 条の 8 番について、どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)問題なしとの意見が出ましたので、これより取りまとめたいと思います。3 条の 8 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで、3 条の 8 番については許可したいと思います。続きまして 4 条の 1 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4 条の 1 について説明いたします。お配りしている地図の 11 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。植林用地としての用途による申請ですが、平成 27 年頃から許可を受けずに杉を 20 本植林しました。現在も杉は植わっており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに植林することはありませんので、周囲への被害はありません。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、第 2 種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：ただいま事務局より 4 条の 1 番について説明がございました。それでは担当の大石推進委員さんお願いいたします。

弥生 1 区推進委員：本人から始末書も出ています。そこは周囲が山になっていて別に問題ありません。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより4条の1番について質疑、意見等を求めたいと思いますが、どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで4条の1番について承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の2について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。植林用地としての用途による申請ですが、昭和35年頃から許可を得ずに杉を80本植えておりました。現在も杉が植わっているため、今回始末書を添付し、追認申請をすることになりました。新たに植林をすることはありませんので、周囲への被害はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：担当の清田推進委員さんは体調不良で現地確認ができませんでしたので私が言います。特に問題ないと思います。それでは4条の2番について、どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の3番について説明をお願いいたします。

事務局：4条の3について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。貸駐車場用地としての用途による申請です。佐伯市が行う高畑地区避難路復旧工事に伴う工事車両や近隣住民のための駐車スペースを設けます。なお、申請地は、申請者が平成30年5月頃に造成工事を行ってしまったため、今回申請者の始末書が添付されております。現状のまま利用する計画ですので、周囲への被害はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

議 長：それでは、田嶋委員さんお願いできますか。

8番委員：B班で調査に行きましたけど、何ら問題ないと思います。

議 長：問題ないとの委員さんの声がございました。それでは、4条の3番についてどなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで4条の3番について承認したいと思います。続きまして4条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の4について説明いたします。地図の14ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。共同住宅用地としての用途による申請ですが、昭

和 60 年頃に許可を得ずに建築をしました。今回、転用申請を出していないことがわかったため、始末書を添付しての追認申請となっております。新たに建築を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。許可基準は第 3 種農地の許可要件に該当します。

議 長：続きまして担当の波戸崎推進委員さんお願いいたします。

佐伯 1 区推進委員：問題ないわけじゃないですけども、申請忘れからの追認案件です。現状ではしょうがないのかなと思います。

議 長：追認案件ですね。それでは 4 条の 4 番について、どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので 4 条の 4 番について、これより取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして 4 条の 5 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4 条の 5 について説明いたします。地図の 15 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請者は以前から当該申請地の管理に苦慮しておりました。道を挟んだ 2 筆の農地に太陽光パネルを 192 枚設置します。造成等の工事は行わず、現状のままパネルを設置するので、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は第 2 種農地の許可要件に該当します。

議 長：続きまして担当の水口推進委員さんお願いいたします。

米水津区推進委員：特に問題ございません。

議 長：問題なしとの担当委員さんからの声も出ました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないですか。ないようですので、4 条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで 4 条の 5 番については承認したいと思います。続きまして 4 条の 6 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4 条の 6 について説明いたします。地図の 16 ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の畑です。貸駐車場用地としての一時転用です。佐伯市の建設課が行う道路改良工事に伴い、近隣の住民の方の駐車場が不足するため、工事期間中、一時的に利用する計画です。現状のまま農地の一部を駐車場として利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、申請地には 16 台分の駐車スペースを設けます。全体面積のうち 430 m²を駐車場として利用し、転用期間は平成 31 年 9 月 30 日までの計画です。塩屋土地改良組合から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の c の (a)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

議 長：続きまして担当の波戸崎推進委員さんお願いいたします。

佐伯1区推進委員：問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより4条の6番について審議したいと思います。質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので、これより取りまとめたいと思います。4条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで4条の6番についても承認したいと思います。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局5条の1番より説明をお願いいたします。

事務局：5条の1について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。駐車場用地としての用途による申請です。申請地に隣接する譲受人の自宅では駐車スペースが不足していたことから、新たな駐車スペースが必要となりました。盛土等の造成工事は行わず整地のみですので、周囲への被害はありません。また、現状のまま利用しますので雨水は自然浸透します。また、申請地へは譲受人宅の塀を一部取り除いて進入します。スライドで言いますと、この辺りから一部取り除いてそこから入ってくる計画となっております。許可基準は、運用通知第2の1の(1)の(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：担当委員さんがいませんので、現地確認をした田嶋委員さんお願いできますか。

8番委員：B班で見に行きましたけど、問題ないと思います。

議 長：問題なしとの意見がございました。これより5条の1番について、質疑、意見等を求めたいと思いますが、どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので、これより取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。事務局にお願いがあるんですが、5条の1番の隣、左側、これを前々回ぐらいに承認しているので、それは入れておいてください。続きまして5条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の2について説明いたします。地図の18ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことや、勤務地から近いことから、申請地に新たに住宅を建築しようと考えました。なお、申請地は、平成26年に隣接する土地で住宅を建築する際、造成工事を行ってしまいました。そのことについて、譲渡人からの始末書が添付されております。現状のまま建築を行うので、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、隣接する土地からは、距離をとって建築を行うため、日照の被害もないと思われます。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の林推進委員さんお願いします。

佐伯9区推進委員：問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番について審議したいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の3について説明いたします。地図の19ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は現在建設業を営んでおりますが、来客用や従業員が使用するための駐車スペースが不足しておりました。今回、概ね5台分の駐車スペースを設ける計画です。隣接地に対しては高さを合わせ、また、法面処理を行うため土砂の流出の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは津田推進委員さんお願いします。

蒲江2区推進委員：特に問題ありません。

議 長：それでは5条の3番について、どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の4番について説明をお願いいたします。

事務局：5条の4について説明いたします。地図の20ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人が現在借りている借家が手狭となったため、申請地に新たに住宅を建築しようと考えました。現状のまま建築するので土砂の流出の恐れはないと思われま。また、排水は公共下水道に放流します。申請地の周囲は宅地に囲まれているため、営農への支障はないと思われま。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：続きまして藤原推進委員さんお願いします。

弥生3区推進委員：事務局の説明で問題ないですが、チェックを入れた段階で調査に行ったんですが、問題ないです。ただし、これは随分前に周囲が宅地化していたので説明のようになっております。住宅案内図のとおり、ここは小さな住宅団地みたいな形になっております。問題ないと思いま。す。

議 長：問題ないとの推進委員さんの意見が出ました。これより5条の4番について質疑、意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで5条の4番については承認したいと思います。続きまして5条の5番について説明をお願いいたします。

事務局：5条の5について説明いたします。地図の21ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。建売住宅用地としての用途による申請です。建築業を営んでいる譲受人が、申請地に3棟の建売住宅を建築します。隣接する境界部分には、2段積みのコンクリートブロックを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。排水は、合併浄化槽を設置します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の山田推進委員さんお願いいたします。

佐伯4区推進委員：特に問題ないと思われます。

議 長：担当の推進委員さんからも問題なしとの意見が出ました。それでは審議に入りたいと思います。5条の5番について、どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで5条の5番については承認したいと思います。続きまして5条の6番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の6について説明いたします。地図の22ページをご覧ください。申請地はJR浅海井駅から概ね300m以内の区域にある、第3種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は現在、十分な駐車スペースが無く、近くの駐車場を借りておりました。申請地には5台分の駐車スペース設けます。また、そのうち2台分は車庫を設置する計画です。現状のまま使用するため、周囲への被害はないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当します。

議 長：それでは担当の白田推進委員さんお願いいたします。

上浦区推進委員：特に問題ありません。

議 長：問題なしとの意見がございました。それでは審議に入りたいと思います。5条の6番について、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたい

と思います。(挙手多数)賛成多数ということで5条の6番は承認したいと思います。続きまして5条の7番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の7について説明いたします。地図の23ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。申請地は譲渡人が相続をする前から耕作放棄地となっており、管理に苦慮しておりました。申請地には太陽光パネルを296枚設置します。盛土等の造成工事を行わず、現状のままパネルを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長:続きまして担当の橋迫推進委員さんお願いいたします。

直川2区推進委員:特に問題ありません。

議長:担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の7番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないとの意見が出ましたので、これより取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで5条の7番については承認したいと思います。続きまして5条の9番についてお願いします。

事務局:5条の9について説明いたします。地図の24ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、準工業地域の第3種農地の畑です。宅地分譲用地としての用途による申請です。4筆の申請地に2区画の分譲地を造成します。隣地とは新たに4段のブロック塀を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水については、合併浄化槽を設置します。小田井堰土地改良区から、問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

議長:それでは現地確認を行った田嶋委員さんお願いできますか。

8番委員:問題ないと思います。

議長:問題なしとの意見がございました。5条の9番について質疑、意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないとの意見がございました。取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)挙手全員ということで承認したいと思います。続きまして5条の10番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の10について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。5条の1の近くになっていますのでまとめて載せております。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の

生産性の低い第2種農地の畑です。建売住宅用地としての用途による申請です。建築面積68.02㎡、2階建ての住宅を建築し、3台分の駐車スペースを設けます。周囲にコンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。排水は、合併浄化槽を設置します。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：これは私が回ったので私が言います。特に問題ないと思われます。これより5条の10番について質疑、意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないと意見が出ましたので取りまとめたいと思います。5条の10番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の11番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の11について説明いたします。地図の25ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は現在、歯科医院を営んでおりますが、従業員の駐車スペースが不足しておりました。申請地では14台分の駐車スペースを設けます。1mのかさ上げを行います。隣接地との境界にL字擁壁を設置するため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の出納推進委員さんお願いします。

弥生2区推進委員：特に問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の11番についてこれより審議したいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないと意見がございましたので取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手をお願いします。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の12番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の12について説明いたします。地図の26ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことや、義理の父親の土地が現在の借家から近くにあったことから、申請地に住宅を建築しようと考えました。現状のまま建築を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は公共下水道に放流します。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の波戸崎推進委員さんお願いします。

佐伯1区推進委員：問題ないと思います。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の12番について

て審議したいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないと意見がございましたので取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の13番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の13について説明いたします。地図の27ページをご覧ください。申請地は佐伯市役所弥生振興局から概ね300mの区域内にある第3種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家が手狭になったことや、現在不耕作になっている申請地の利便性が良かったことから、新たに住宅を建築しようと考えました。現状のまま建築を行い、また周囲はブロック塀で囲むため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、建物も平屋建てであり、日照の被害もないと思われます。排水は、公共下水に放流します。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。

議長：それでは担当の出納推進委員さんお願いします。

弥生2区推進委員：特に問題ないと思います。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の13番について質疑、意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の13番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで5条の13番は承認したいと思います。続きまして5条の14番について説明をお願いいたします。

事務局：5条の14について説明いたします。地図の28ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。賃貸住宅用地としての用途による申請です。2階建て、全6部屋のアパートを建築します。申請地の周囲はコンクリートブロックとフェンスを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は公共下水に放流します。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。

議長：田嶋委員さんお願いできますか。

8番委員：問題ないと思います。

議長：委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより5条の14番について質疑、意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないと意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の14番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の15番について説明をお願いいたします。

事務局：5条の15について説明いたします。地図の29ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。隣接する雑種地と一体で2階建ての住宅を建築します。申請地は駐車スペースになる計画です。現状のまま建築を行うため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。

議長：田嶋委員さんお願いできますか。

8番委員：問題ないと思います。

議長：委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の15番について質疑、意見を求めたいと思います。どなたかございましたらお願いします。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の15番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の16番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の16について説明いたします。地図の30ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより現在の借家が手狭になったことや、実家から距離が近かったことから、申請地に新たに住宅を建築しようと考えました。現状のまま建築を行うため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、建物も平屋建てであり日照の被害もないと思われます。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。

議長：続きまして担当の藤原推進委員さんお願いできますか。

弥生3区推進委員：周辺農地への影響について5項目チェックを入れましたが問題ございません。

議長：特に問題なしとの意見がございました。これより5条の16番について質疑したいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。(ありません、の声あり)ないとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の16番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。3条の8件については、許可相当として許可したいと思います。4条の6件、5条の15件につきましては多数の意見を付して知事に進達したいというふうに思います。以上で審議内容を終わります。ここで10分の休憩を取りたいと思います。

(休憩)

議長：再開したいと思います。それでは、その他の議案に入りたいと思います。農用地利用集積計画(案)について農林課よりお願いいたします。

農 林 課：皆さんお疲れ様です。農林課の泉です。よろしくお願いいいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 84 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 3 年が 2 筆で 1,520 m²、契約期間 5 年が 44 筆で 40,784 m²、契約期間 10 年が 38 筆で 28,632 m²、これらを合計すると 84 筆で 70,936 m²となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいいたします。

議 長：ただいま農用地利用集積計画（案）について農林課より説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。それでは、農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思ひます。続きまして利用権設定の推進についてお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願いしているところですが、満期到来者分については、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等を受けた場合は御協力の程よろしくお願いいいたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡の方をお願いいたします。今回の書類の締め切りは、1 月 21 日 月曜日としております。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくお願いいいたします。

議 長：今回の締め切りは 1 月 21 日となつてございますのでよろしくお願いいいたします。続きまして農用地利用配分計画（案）について説明をお願いいたします。

農 林 課：皆様こんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。本年もよろしくお願いいいたします。それでは皆様のお手元に配布しております資料、農用地利用配分計画（案）に沿つて説明させていただきます。1 枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成 31 年 3 月 1 日開始分です。契約期間 5 年の田、44 筆、面積 40,784 m²、契約期間 10 年の田、36 筆、面積 25,372 m²、合計 80 筆、面積 66,156 m²となっております。詳細につきましては 2 枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載しました農用地貸付調書を添付しておりますので、こちらの方で御確認をいただきたいと思ひます。簡単ですが以上で説明を終わりますので御審議の程よろしくお願いいいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用配分計画（案）について説明がございました。どなたか質疑、意見等ありましたらお願いいたします。ないですか。ないようですので、これより農用地利用配分計画（案）について承認される方の挙手を求めたいと思ひます。（挙手多数）賛成多数と

いうことで承認したいと思います。続きまして、非農地証明願について事務局説明をお願いいたします。

事務局：それでは私の方から非農地証明願の説明をしたいと思います。今回は3件程出ています。それでは非農地証明願の1番の説明をまずさせていただきます。本証明願の地番、面積、そして所有者等々については皆さん方の配布資料のとおりでございます。また、当該地の現地調査については、担当区の波戸崎推進委員さんと事務局の方で実施をいたしました。今回の証明願地についてでございますけれども、配布図面にも書き込みをしておりますが、昨年12月に農業委員会を中心市街地の案件が1件ございました。その案件の道路を挟んで向かい側の土地が今回の証明願地でございます。証明願地には、都合4戸の住宅が建てられておりますけれども、建築年の古い順から昭和27年2月の建築物が1棟、そして昭和31年の建築物が1棟、これらの2棟の建築物については保存登記がなされておる所でございます。次に昭和38年の建築物1棟及び昭和43年の建築物1棟については未登記の建物というふうになっております。以上の4棟の建築物が当該地番にバランスよく建築されている状況となっておりますけれども、現状ではスライドでもおわかりのとおり、荒廃がかなり進み、人の住める状況にはなっておりません。さて、そこでこの4棟のうち先程申しました1棟については農地法施行以前の建物ですので無条件で農地法の規制がかからないというふうに考えておりますけれども、他の3棟の建築物については農地法施行後の建築物ですので審議の対象になるかというふうに思いますが、申請人からの聞き取り調査によりますとこれら3棟の建築物が建つ以前にも同じ場所に申請人の先祖の建築物があったとのことでございます。しかしながら従前の建築物が老朽化をしたため現在の建築物を建築したとのことでございます。加えて言いますと、申請人の申し出では、当該番地が農地から宅地として活用が図られた正式な年代は定かではないんですけれども、農地法施行以前から申請地全体を宅地として活用していたということについては間違いのないということでございます。以上のことより本件の証明願地が歴史的な背景も踏まえまして、更に周囲の状況等も勘案しまして非農地証明の発行は認められるものであると事務局の方では判断したところでございます。ついては委員の皆さん方の慎重審議をお願いし、証明願地の御承認をいただきますようお願いいたします。

議長：ただいま非農地証明願1について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

6番委員：生垣がとってもきれいなんですけども、御在宅なんですか、空き家なんですか。宅地ではないんですか。

事務局：お答えします。住居人については、先程説明の中でも触れましたように、本住宅については現場の状況が人の住める状況にないということです。写真の所に赤線を引いているのが、きれいな塀があるのは、このラインが、きれいな塀は手前側の持ち主で、確かに生垣の部分が委員が言われますように今回の申請地でございます。生垣の方もここから見れば非常にきれいに見えるんですが、時々帰られて、宮崎ですので、生垣の剪定等についてはやっているようでございます。

議 長：よろしいですか。住める状況ではないという返答でございます。

事務局：再度加えて言いますと、上に立派な屋根が見えますけども、あれは今回の申請地ではなくて、隣に大きな家があるんですが、その家の屋根です。

議 長：よろしいですか。他にございませんか。はい。

6番委員：例えば住める状態ではないけども、家を取り壊したら宅地になったりはしないんですか。非農地にするんですか。

議 長：いろいろ状況があらうかと思いますが、その人の住所が宮崎県宮崎市になっていますから。

事務局：一言で言いますと、本案件については、農地法が施行される昭和 27 年以前から延々と宅地として住まれておったと。ただ、登記簿の地目が畑になっているので、今回現状どおり宅地の方に地目を変更されるんでしょう。よって非農地証明の申請を出されたということです。

議 長：他にございませんか。はい、どうぞ。

鶴見区推進委員：事務局にお尋ねしたいんですが、前に一度聞いたことがあるかと思うんですけども、非農地の扱いと 4 条ないし 5 条の追認の差は農地法の施行以前と以後の問題なんですかね。

事務局：転用等については、当然農地法の傘に係るんで、昭和 27 年に農地法施行以後の案件については、私は 5 条の申請ではなかろうかというふうに思います。ただ、本案件については先程説明したように昭和 27 年以前の構造物であると、よって、農地法の傘に係らないんで非農地の方で事務局としては処理をさせていただきました。

鶴見区推進委員：わかりました。

議 長：他にございませんか。ないようですので取りまとめたいと思います。非農地証明願 1 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで非農地証明願 1 については承認したいと思います。続きまして 2 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：引き続き非農地証明願 2 番の説明をさせていただきます。この件についても地番、面積等々については皆さん方に配布のとおりでございます。証明願地ですけども、本件については海岸部の海から少し入った急峻地形の一角に位置しまして農業最盛期の頃には温暖な気候を利用して柑橘栽培を行っていたということでございますけども、現在はスクリーンでもおわかりのとおり、樹園地の面影は全くなく、完全に森林化した状況でございます。当該地の調査は 12 月 14 日に担当区の水口推進委員と事務局の方で実施をいたしました。次に耕作放棄の時期及び理由についてでございます。申請人は昭和 52 年に先代から当該地の相続をしたとのことでござ

いますが、相続当時は仕事上の都合で県内外を転々とし移動していたと。転勤族であったために相続時より管理ができる状況になかったということでございます。よって、面積の大半というか、ほぼ全てが荒廃化が進んでいるというところでございます。ただ、相続当時は一部日照が確保できる箇所、ここに申請人のお母さんが管理した一部経緯があって、ミカンを何本か管理をしていたといったことから、お母さんが高齢で申請地に完全に行けなくなった、その時期が平成3年頃ということなので、申請書の方の耕作放棄時期にはその年限を記載をしたということでございます。証明願地の現況については先程も言いましたように、スクリーンで映し出されたとおりの状況となっております。農地の形跡は一部石積が残る程度でございます。完全に森林化の状況となっております。本申請地は今後農地に復元することは困難であり、継続して利用することはできないというふうに言えようかと思えます。よって発行基準要領の4項目めでございますが、森林の様相を呈しているなどのうちに復元するために物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しようかというふうに思えますので、委員の皆さんの慎重審議のうえ御承認をお願いしたいと思います。

議 長：担当の水口推進委員さん何か意見がございましたらお願いいたします。

米水津区推進委員：特にはございませんが、当該地番につきましては、周囲も現況のような状態になっておりまして、今後耕作を考える余地はないと考えます。よって、地目の変更、現況のままで非農地証明願を出す分については問題ないと思われま。

議 長：担当推進委員さんからも、森林の様相を呈しているという意見でございます。どなたか質疑、意見等ありましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので、非農地証明願2について、これより取りまとめたいと思えます。賛成される方の挙手を求めたいと思えます。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思えます。続きまして、非農地証明願3について事務局説明をお願いいたします。

事務局：それでは最後の案件でございます。非農地証明願3番の説明をさせていただきます。現地調査については昨年の12月27日に実施をいたしました。当日担当区の清田推進委員さんが、病氣療養中ということで、参加ができませんでしたので、会長をはじめ5名の農業委員さんと事務局の方で実施をいたしました。次に本件の証明願の提出者でございますが、88歳の方でございます。そこで、農業委員会の窓口で非農地に至った経緯等お伺いをし、その後現在の世帯主であります61歳の息子さんから改めて聞き取り調査を行ったところでございます。そこでまず今回の証明願地ですけれども、4筆で一構をなす住宅用地を形成している土地というふうになっております。そのうちの登記地目が畑となっている3筆でございます。ちなみに残る1筆については、登記地目が既に宅地となっております。この住宅用地の中には農家住宅を中心に納屋、米の乾燥小屋、かなり大きいものです。庭、駐車場が配置された敷地構成となっております。本申請地の地目については、今日まで申請人も含めまして、家族はこの一構をなす土地は従前より平穩無事に宅地として長年使用していたために、全く疑う余地もなく、登記簿上においても宅地になっているというふう思っていたそうでございますが、今回申請地の3筆が農地となっていたことが判明され、慌てて農業委員会に相談をし、その後非農地証明願の提出に見えた

とのこと。そこで事務局では申請人及び世帯主から聞き取り調査と家屋台帳等の調査を行ったところでございます。調査の結果、家屋及び納屋については昭和 23 年 4 月に、そして米乾燥小屋については昭和 27 年の初頭に建築されたことが判明をされました。よって、本申請案件につきましても、非農地証明願の 1 件目と同じように農地法施行以前の建物であるということが確認されたことから農地法の規制には該当せず、証明することに何ら問題ないというふうに考えております。ついては委員各位には非農地証明許可については、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長：それでは現地確認を行いました田嶋委員さんお願いできますか。

8 番委員：B 班全員で確認に行きました。見た結果何ら問題ないと判断いたしました。

議 長：これより非農地証明願 3 について質疑、意見等求めたいと思います。どなたかございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないと意見が出ましたので取りまとめたいと思います。非農地証明願 3 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）非農地証明願 3 についても承認したいと思います。あと、事務局の方は何かありますか。ないですか。長時間ありがとうございました。副会長がインフルエンザにかかって急遽休んでございますので私の方から閉会のあいさつをしたいと思います。平成 31 年第 1 回佐伯市農業委員会をこれにて閉会といたします。

(16 時 11 分閉会)